

イラクからの自衛隊即時撤退を求める意見書

イラクで航空自衛隊が行っている米軍への空輸支援を違憲とする名古屋高裁の判決が確定した。この判決は航空自衛隊がイラクで行っている米軍への空輸支援が「憲法9条1項に違反する活動を含んでいる」とし、イラク特措法にさえ「違反」していることを認めたものである。しかし、政府はこの判決を踏みにじり、イラク派兵を継続するとしている。

判決が、イラク情勢を「外国勢力多国籍軍対イラク国内の武装勢力の国際的な戦闘」であるとし、また、バグダッドを「人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われている地域」と述べたのは重大である。これは、バグダッドを非戦闘地域として空自がバグダッドに離着陸し空輸支援を行なっている政府の説明を否定するものである。

同時に、判決は、航空自衛隊の活動のうち、多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸することは、「他国による武力行使と一体化した行動」、「自らも武力行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」といっている。他国の武力行使と一体化する活動は憲法違反というのが政府の見解であり、イラクで航空自衛隊が行っている活動は違憲であることは当然である。

よって、政府においては、名古屋高裁判決を尊重し、ただちにイラクからの自衛隊の即時撤退を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)6月11日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣

(提出者) 民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道、  
市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員